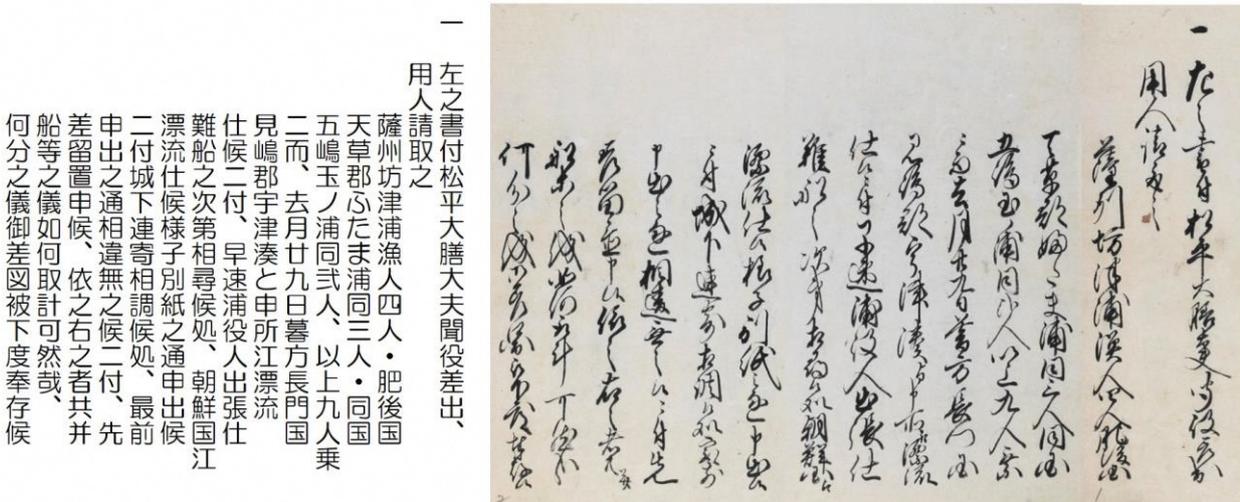


江戸時代末、朝鮮半島に漂流した日本人（その2）

朝鮮半島に漂流した日本人についての2回目。今回は、「薩摩国与吉（略）漂流一件」（長崎歴史文化博物館蔵）の内容を見ていきましょう。

■長州藩からの書状■

天保14年（1843）8月23日、長州藩（萩藩）からの書状が、当時長崎にあった長州藩蔵屋敷に詰めている聞役の内藤次郎左衛門から長崎奉行所にもたらされました。聞役とは、西国の14の藩が長崎に置いていた蔵屋敷（藩邸）に駐在する藩士のこと、長崎奉行所との折衝や、藩と藩との間の連絡、貿易港である長崎での情報収集などにあたっていました。書状には、薩摩国坊津浦（現在の鹿児島県南さつま市）の漁師4人、肥後国天草郡久玉浦（現在の熊本県天草市）の漁師3人、肥前国五島玉之浦（現在の長崎県五島市玉之浦町）の漁師2人、合わせて9人が、7月29日の夕方、長門国見島郡宇津湊（現在の山口県萩市沖の見島）に漂着しました。漂着の次第を尋ねたところ、朝鮮国へ漂流していたということなので、長州藩の萩城下に留め置いています。どうしたらよいかお指図くださいということが書かれています（画像2）。



左之書付松平大膳大夫聞役差出、
用人請取之

薩州坊津浦漁人四人・肥後国
天草郡心たま浦同三人・同国
五嶋玉ノ浦同貳人、以上九人乗
二而、去月廿九日暮方長門国
見嶋郡宇津湊と申所江漂流
仕候二付、早速浦役人出張仕
難船之次第相尋候処、朝鮮国江
漂流仕候様子別紙之通申出候
二付城下連寄相調候処、最前
申出之通相違無之候二付、先
差留置申候、依之右之者共并
船等之儀如何取計可然哉、
何分之儀御差図被下度奉存候

長州藩では、漂流した9人に対する取り調べもおこなわれており、長州藩の聞役からは、この内容についても長崎奉行所へ報告されています。それによると、

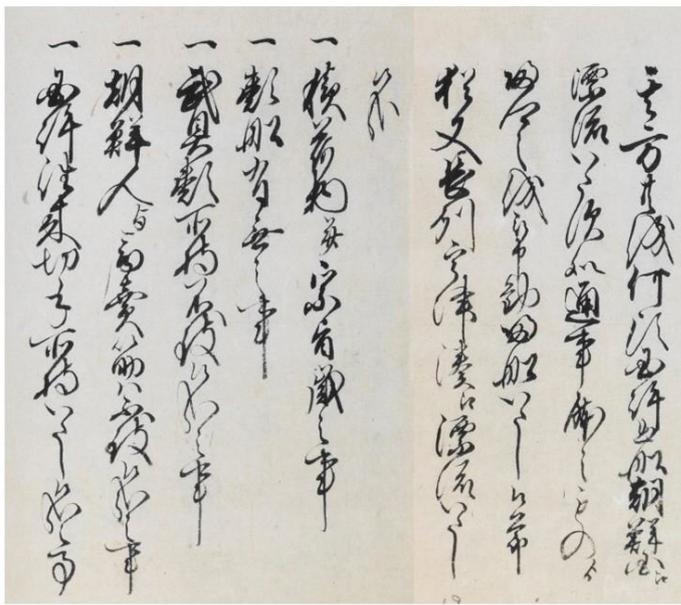
6月23日、薩摩の漁師たちは五島沖で漁をしようと出発、途中天草および五島玉之浦の漁師を雇い入れ、合計21人で玉之浦沖において漁をしていました。すると、7月6日の夜から7日の早朝にかけて大風・高浪にあい、12人が溺死し、残りの9人は同14日、朝鮮国へ流れ着きました（具体的な場所は書かれていません。執筆者注）。19日、日本語の通訳が来たので漂流の次第を話したところ、21日になって、その通訳が話すには、通常のルートで帰国しようとする、対馬藩からの身柄受取りの役人を待ったりするため、3か月ほどかかってしまいます。そうすると、故郷の家族に気を遣わせることになるので、持ち船で帰国するよう勧められました。26日、通訳から日の出の方角へ船を走らせれば峇岐に着くといわれ出発（ということは、済州島か全羅道の南岸あたりに漂着したのでしょうか。執筆者注）、29日宇津湊に到着しました、と漁師たちは述べています。

■長崎奉行所の対応■

これに対し長崎奉行所は8月26日、長州藩に対してこの9人を長崎へ送るよう指示するとともに、8月27日、この漂流事件を江戸幕府に対して報告しています。その際、同年の7月以来、大村・五島・長州各藩の領内へ種々の「唐物」（中国・朝鮮の品、舶来品）が流れ着いているという状況もあわせて報告しています。長崎奉行所は、薩摩の漁船が「私之交易」（密貿易）をしようとして漂流したのではないかと疑っており、幕府に指示を求めたのです。

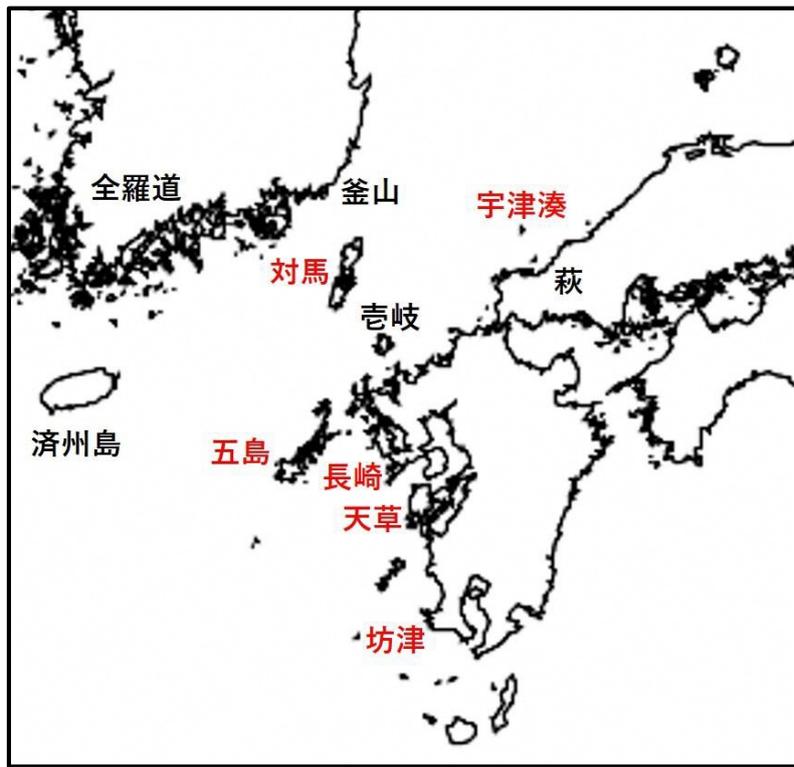
9月21日、長州藩の間役より、漂流した9人が長崎に到着したとの報告があり、同日、9人は長崎奉行所で取り調べを受けています。主な質問内容は、朝鮮国へ漂流し、長州宇津湊へ漂着したいきさつについて。積み荷、宗旨、年齢について。他に仲間の船はいなかったか。朝鮮人と商売しなかったか、などです（次ページの画像3）。取り調べが終わると、9人は幕府からの指示が来るまで、それぞれの出身地である薩摩・五島両藩および、天草を支配している長崎代官に預けられることになりました。長崎に留め置かれたようです。それでは、幕府からは長崎奉行所に対して、どのような指示が来たのでしょうか（つづく）。

(画像3)



其方共儀何頃国許出船朝鮮国江
漂流いたす处、通事体之ものより
帰郷之儀被申勸歸船いたし候節、
猶又長州宇津湊江漂流いたし
候哉

積荷物并宗旨・歳之事
類船有無之事
武具類所持不致候哉之事
朝鮮人と商売筋八不致候哉之事
国許往来切手所持いたし候哉之事



【長崎県文化振興課 石尾和貴】